



埼玉県報

第 2 6 5 3 号
平成 2 6 年 1 2 月 9 日
火 曜 日

目 次

告示

- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(北部地域振興センター\)](#)
- [川越都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧\(みどり自然課\)](#)
- [川口都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧\(みどり自然課\)](#)
- [大規模小売店舗の新設に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の廃止に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙会の日時及び場所\(選挙管理委員会\)](#)
- [衆議院比例代表選出議員選挙における選挙分会の日時及び場所\(選挙管理委員会\)](#)
- [最高裁判所裁判官国民審査における審査分会の日時及び場所\(選挙管理委員会\)](#)
- [衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙会の参観人員の制限\(選挙管理委員会\)](#)
- [衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙会の参観人員の制限\(選挙管理委員会\)](#)
- [衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙会の参観人員の制限\(選挙管理委員会\)](#)
- [衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙会の参観人員の制限\(選挙管理委員会\)](#)
- [衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙会の参観人員の制限\(選挙管理委員会\)](#)
- [衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙会の参観人員の制限\(選挙管理委員会\)](#)
- [衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙会の参観人員の制限\(選挙管理委員会\)](#)
- [衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙会の参観人員の制限\(選挙管理委員会\)](#)
- [衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙会の参観人員の制限\(選挙管理委員会\)](#)
- [衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙会の参観人員の制限\(選挙管理委員会\)](#)
- [衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙会の参観人員の制限\(選挙管理委員会\)](#)
- [衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙会の参観人員の制限\(選挙管理委員会\)](#)
- [衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙会の参観人員の制限\(選挙管理委員会\)](#)
- [衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙会の参観人員の制限\(選挙管理委員会\)](#)
- [衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙会の参観人員の制限\(選挙管理委員会\)](#)
- [衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙会の参観人員の制限\(選挙管理委員会\)](#)
- [衆議院比例代表選出議員選挙における選挙分会の参観人員の制限\(選挙管理委員会\)](#)
- [最高裁判所裁判官国民審査における審査分会の参観人員の制限\(選挙管理委員会\)](#)

告 示

埼玉県告示第五百七十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県北部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十六年十二月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十六年十二月二日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人日本生活寮協会さつき寮

三 代表者の氏名

富田 淳

四 主たる事務所の所在地

埼玉県熊谷市妻沼千四百六十一番地四

五 定款に記載された目的

当法人は、知的障害者及び高齢者に対する生活寮、生活ホーム、グループホーム等の生活支援及び就労支援、また特定相談支援及び障害児相談支援の事業を行い、地域と社会の福祉サービスの増進に寄与し、広く公益に貢献することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第五百七十二号

川越市から川越都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

平成二十六年十二月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第千五百七十四号

川口市から川口市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

平成二十六年十二月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第五百七十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年十二月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ベルク北坂戸店

埼玉県坂戸市末広町二十番二

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

株式会社ベルク

埼玉県大里郡寄居町大字用土五千四百五十六番地

大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社ベルク 代表取締役 大島孝之

埼玉県大里郡寄居町大字用土五千四百五十六番地

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十八年七月二十二日

ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

二千七百七十七平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 百六十四台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 八十台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 八十四平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 十五立方メートル

ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前九時から翌午前〇時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から翌午前〇時三十分

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 四か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時

ト 届出年月日

平成二十六年十一月二十一日

二 縦覧期間

平成二十六年十二月九日から平成二十七年四月九日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十六年十二月九日から平成二十七年四月九日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第五百七十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年十二月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ウエルシア川越新宿店

埼玉県川越市新宿町六丁目二十七番五

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

・ 公害苦情が発生した場合には適切に対応すること。

・ 出入口部における安全対策を講じること。

・ 武蔵野小学校、新宿小学校、城南中学校の通学路付近となるので、特に荷さばき車両の搬入の際は、児童・生徒の登下校の安全に十分に留意すること。

・ 交通整理員を配置し、交通事故防止に十分配慮すること。

・ 防犯上の配慮について、駐車場や店舗の周りに児童生徒の溜まり場になりやすい場所ができないよう、外灯の設置や警備員の巡回及び声掛けなどに留意すること。

・ 店舗内における犯罪防止に努めること。

二 縦覧期間

平成二十六年十二月九日から平成二十七年一月九日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター

告 示

埼玉県告示第五百七十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第五項の規定による届出があつたので、同条第六項の規定により公告する。

平成二十六年十二月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

東武ストア白岡店

埼玉県白岡市小久喜千百十八番地一、千百十九番地

二 大規模小売店舗の設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

関口産業株式会社 代表取締役 関口勉

埼玉県白岡市小久喜千百十五番地一

三 大規模小売店舗の店舗面積の合計が大規模小売店舗立地法第三条第一項に定める基準面積以下となつた日

平成二十六年九月三十日

告 示

埼玉県告示第五百七十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年十二月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）カスミ越谷レイクタウン店

越谷都市計画事業越谷レイクタウン特定土地区画整理事業二百四街区一画地の一部

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

- ・ 循環型社会形成推進基本法を踏まえ、廃棄物の発生抑制に努めるとともに、リサイクル関連法令に従い、リサイクルを積極的に推進すること。また、廃棄物については分別を徹底し、法令を遵守して適正に処理・処分すること。
- ・ 当該開発地は、現在は市内小学校の通学路として指定されており、工事期間中及び開店後の午前八時までは工事搬入車両等の通行は控えていたきたい。また、児童は概ね午後二時から四時の間に下校するため、警備員の配置を配慮いただくなど児童の安全確保に細心の注意を払うこと。

二 縦覧期間

平成二十六年十二月九日から平成二十七年一月九日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

告 示

埼玉県告示第五百七十九号

測量計画機関である入間市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十六年十二月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

入間市

二 作業種類

公共測量（二級基準点測量・三級水準測量）

三 作業地域

入間市小谷田一丁目・大字小谷田・宮寺 地内

四 作業期間

平成二十六年十二月十五日から平成二十七年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第五百八十号

測量計画機関である上尾市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十六年十二月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

上尾市

二 作業種類

公共測量（基準点測量）

三 作業地域

上尾市

四 作業期間

平成二十六年十月三十一日から平成二十七年三月二十三日まで

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千八十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十六年十二月九日

埼玉県越谷建築安全センター所長 内藤知行

一 許可番号

平成二十六年十二月一日

指令越建セ第二五〇〇八四一号

二 検査済証番号

平成二十六年十二月四日

越建セ第三六四一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県北葛飾郡杉戸町大字下高野字熊之面前八百十二番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県北葛飾郡杉戸町大字下高野七百三番地六

中村宣之 中村明美

告示

埼玉県選管告示第七十九号

平成二十六年十二月十四日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙会の日時及び場所は次のとおりである。

平成二十六年十二月九日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝瀬副次

選挙区名	日	時	場 所
第一区	平成二十六年十二月十六日	午後一時	浦和ロイヤルパインズホテル ロイヤルプリンス C
第二区	平成二十六年十二月十六日	午後一時十五分	
第三区	平成二十六年十二月十六日	午後一時三十分	
第四区	平成二十六年十二月十六日	午後一時	
第五区	平成二十六年十二月十六日	午後一時十五分	
第六区	平成二十六年十二月十六日	午後一時三十分	
第七区	平成二十六年十二月十六日	午後一時	
第八区	平成二十六年十二月十六日	午後一時十五分	
第九区	平成二十六年十二月十六日	午後一時三十分	
第十区	平成二十六年十二月十六日	午後一時	
第十一区	平成二十六年十二月十六日	午後一時十五分	
第十二区	平成二十六年十二月十六日	午後一時三十分	
第十三区	平成二十六年十二月十六日	午後一時	
第十四区	平成二十六年十二月十六日	午後一時十五分	
第十五区	平成二十六年十二月十六日	午後一時三十分	

告 示

埼玉県選管告示第八十号

平成二十六年十二月十四日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における選挙分会の日時及び場所は次のとおりである。

平成二十六年十二月九日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝 瀬 副 次

一 日時 平成二十六年十二月十六日 午後二時三十分

二 場所 浦和ロイヤルパインズホテル ロイヤルプリンセスC

告 示

埼玉県選管告示第八十一号

平成二十六年十二月十四日執行の最高裁判所裁判官国民審査における審査分会の日時及び場所は次のとおりである。

平成二十六年十二月九日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝 瀬 副 次

一 日時 平成二十六年十二月十六日 午後二時三十分

二 場所 浦和ロイヤルパインズホテル ロイヤルプリンセスC

告 示

埼玉県衆議選第一区告示第二号

平成二十六年十二月十四日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙埼玉県第一区における選挙会の参観人員を十人に制限する。

平成二十六年十二月九日

衆議院小選挙区選出議員選挙埼玉県第一区選挙長 滝 瀬 副 次

告 示

埼玉県衆議選第二区告示第二号

平成二十六年十二月十四日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙埼玉県第二区における選挙会の参観人員を十人に制限する。

平成二十六年十二月九日

衆議院小選挙区選出議員選挙埼玉県第二区選挙長 滝 瀬 副 次

告 示

埼玉県衆議選第三区告示第二号

平成二十六年十二月十四日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙埼玉県第三区における選挙会の参観人員を十人に制限する。

平成二十六年十二月九日

衆議院小選挙区選出議員選挙埼玉県第三区選挙長 滝 瀬 副 次

告 示

埼玉県衆議選第四区告示第二号

平成二十六年十二月十四日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙埼玉県第四区における選挙会の参観人員を十人に制限する。

平成二十六年十二月九日

衆議院小選挙区選出議員選挙埼玉県第四区選挙長 石 田 昌 彰

告 示

埼玉県衆議選第五区告示第二号

平成二十六年十二月十四日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙埼玉県第五区における選挙会の参観人員を十人に制限する。

平成二十六年十二月九日

衆議院小選挙区選出議員選挙埼玉県第五区選挙長 石 田 昌 彰

告 示

埼玉県衆議選第六区告示第二号

平成二十六年十二月十四日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙埼玉県第六区における選挙会の参観人員を十人に制限する。

平成二十六年十二月九日

衆議院小選挙区選出議員選挙埼玉県第六区選挙長 石 田 昌 彰

告 示

埼玉県衆議選第七区告示第二号

平成二十六年十二月十四日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙埼玉県第七区における選挙会の参観人員を十人に制限する。

平成二十六年十二月九日

衆議院小選挙区選出議員選挙埼玉県第七区選挙長 矢部 操

告 示

埼玉県衆議選第八区告示第二号

平成二十六年十二月十四日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙埼玉県第八区における選挙会の参観人員を十人に制限する。

平成二十六年十二月九日

衆議院小選挙区選出議員選挙埼玉県第八区選挙長 矢部 操

告 示

埼玉県衆議選第九区告示第二号

平成二十六年十二月十四日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙埼玉県第九区における選挙会の参観人員を十人に制限する。

平成二十六年十二月九日

衆議院小選挙区選出議員選挙埼玉県第九区選挙長 矢部 操

告 示

埼玉県衆議選第十区告示第二号

平成二十六年十二月十四日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙埼玉県第十区における選挙会の参観人員を十人に制限する。

平成二十六年十二月九日

衆議院小選挙区選出議員選挙埼玉県第十区選挙長 山 本 晴 造

告 示

埼玉県衆議選第十一区告示第二号

平成二十六年十二月十四日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙埼玉県第十一区における選挙会の参観人員を十人に制限する。

平成二十六年十二月九日

衆議院小選挙区選出議員選挙埼玉県第十一区選挙長 山 本 晴 造

告 示

埼玉県衆議選第十二区告示第二号

平成二十六年十二月十四日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙埼玉県第十二区における選挙会の参観人員を十人に制限する。

平成二十六年十二月九日

衆議院小選挙区選出議員選挙埼玉県第十二区選挙長 山 本 晴 造

告 示

埼玉県衆議選第十三区告示第二号

平成二十六年十二月十四日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙埼玉県第十三区における選挙会の参観人員を十人に制限する。

平成二十六年十二月九日

衆議院小選挙区選出議員選挙埼玉県第十三区選挙長 土 田 保 浩

告 示

埼玉県衆議選第十四区告示第二号

平成二十六年十二月十四日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙埼玉県第十四区における選挙会の参観人員を十人に制限する。

平成二十六年十二月九日

衆議院小選挙区選出議員選挙埼玉県第十四区選挙長 土 田 保 浩

告 示

埼玉県衆議選第十五区告示第二号

平成二十六年十二月十四日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙埼玉県第十五区における選挙会の参観人員を十人に制限する。

平成二十六年十二月九日

衆議院小選挙区選出議員選挙埼玉県第十五区選挙長 土 田 保 浩

告 示

埼玉県衆議選比例告示第一号

平成二十六年十二月十四日執行の衆議院比例代表選出議員選挙北関東選挙区における選挙分会の参観人員を十人に制限する。

平成二十六年十二月九日

衆議院比例代表選出議員選挙北関東選挙区埼玉県選挙分会長

滝瀬 副次

告 示

埼玉県国審査告示第一号

平成二十六年十二月十四日執行の最高裁判所裁判官国民審査における審査分会の
参観人員を十人に制限する。

平成二十六年十二月九日

最高裁判所裁判官国民審査埼玉県審査分会長 石 田 昌 彰